

令和 5 年 1 2 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

大東市国民健康保険条例 新旧対照表

新
目次
第 1 章 ～ 第 5 章 （略）
第 6 章 保険料（第 1 0 条— <u>第 4 8 条の 2</u> ）
第 7 章 ～ 第 8 章 （略）
附則
第 1 条 ～ 第 1 1 条 （略）
（一般被保険者に係る基礎賦課総額）
第 1 2 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 3 8 条、 <u>第 4 0 条及び第 4 0 条の 2</u> の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
（1） （略）
（2） （略）
ア ～ ウ （略）
エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 7 2 条の 3 第 1 項、 <u>第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金並びに</u> 国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第 6 条第 6 項第 1 号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第 6 条第 1 号ハからヌまで及びヲ

主要改正点

- ・世帯に出産被保険者が存する場合における当該世帯に係る国民健康保険の保険料を減額することとしたこと。

旧
目次
第 1 章 ～ 第 5 章 （略）
第 6 章 保険料（第 1 0 条— <u>第 4 8 条</u> ）
第 7 章 ～ 第 8 章 （略）
附則
第 1 条 ～ 第 1 1 条 （略）
（一般被保険者に係る基礎賦課総額）
第 1 2 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 3 8 条 <u>及び第 4 0 条</u> の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
（1） （略）
（2） （略）
ア ～ ウ （略）
エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 7 2 条の 3 第 1 項 <u>及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金及び</u> 国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第 6 条第 6 項第 1 号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第 6 条第 1 号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたもの

新

(大阪府知事が定めたものに限る。)並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額

第13条 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第

旧

に限る。)並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額

第13条 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第

新

３８条第１項第１号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第８条第４項（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。第３８条第１項第１号において「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額及び同条第１２項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第３１４条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）を賦課標準額とし、これに次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

２ （略）

第１５条 ～ 第２０条 （略）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第２１条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第３８条、第４０条及び第４０条の２の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

（１） （略）

（２） （略）

ア （略）

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項、第７２条の３の２第１項及び第７２条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額

第２２条 ～ 第２９条 （略）

（介護納付金賦課総額）

旧

３８条第１項第１号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第８条第４項（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。第３８条第１項第１号において「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額及び同条第１２項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第３１４条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）を賦課標準額とし、これに次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

２ （略）

第１５条 ～ 第２０条 （略）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第２１条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第３８条及び第４０条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

（１） （略）

（２） （略）

ア （略）

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項、第７２条の３の２第１項の規定による繰入金を除く。）の額

第２２条 ～ 第２９条 （略）

（介護納付金賦課総額）

新

第 3 0 条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第 3 8 条及び第 4 0 条の 2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 7 2 条の 3 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額

第 3 1 条 ～ 第 3 7 条 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第 3 8 条 (略)

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については同法第 3 1 3 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 5 7 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 3 5 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 3 第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第

旧

第 3 0 条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第 3 8 条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 7 2 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額

第 3 1 条 ～ 第 3 7 条 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第 3 8 条 (略)

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については同法第 3 1 3 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 5 7 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 3 5 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 3 第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項又は第

新

35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア ～ イ (略)

(2) ～ (3) (略)

旧

35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア ～ イ (略)

(2) ～ (3) (略)

新

2 ～ 4 （略）

第 3 9 条 （略）

（未就学児の均等割額の減額）

第 4 0 条 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者（以下この条において「未就学児」という。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の均等割額は、第 1 5 条又は第 1 8 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率にそれぞれ 1 0 分の 5 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を控除した額とする。

2 （略）

(1) 第 1 5 条又は第 1 8 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率に第 3 8 条第 1 項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号に規定する割合を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を控除した額

(2) （略）

3 ～ 4 （略）

（出産被保険者の保険料の減額）

第 4 0 条の 2 当該年度において、その世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下この条及び第 4 8 条の 2 において同じ。）がある場合（第 5 項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 1 3 条又は第 1 6 条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第 2 0 条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 1 2 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 5 3 号）第 3 2 条の 1 0 の 2 各号に掲げる場合には、出産の日。第 4 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項において

旧

2 ～ 4 （略）

第 3 9 条 （略）

（未就学児の均等割額の減額）

第 4 0 条 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者（以下この条において「未就学児」という。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の均等割額は、第 1 5 条又は第 1 8 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から当該保険料額にそれぞれ 1 0 分の 5 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を控除した額とする。

2 （略）

(1) 第 1 5 条又は第 1 8 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から当該保険料額に第 3 8 条第 1 項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号に規定する割合を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を控除した額

(2) （略）

3 ～ 4 （略）

新
<u>同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 か月前）から出産予定月の翌々月までの期間（次号及び第 5 項各号において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 1 2 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>2 第 1 5 条第 2 項の規定は、前項各号に掲げる額の決定について準用する。</u> <u>3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 1 3 条又は第 1 6 条」とあるのは「第 2 2 条又は第 2 5 条」と、「第 2 0 条」とあるのは「第 2 9 条」と、前項中「第 1 5 条第 2 項」とあるのは「第 2 4 条第 2 項」と読み替えるものとする。</u> <u>4 第 1 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者をいう。以下この条及び第 4 8 条の 2」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 1 3 条又は第 1 6 条」とあるのは「第 3 1 条」と、「第 2 0 条」とあるのは「第 3 4 条」と読み替えるものとする。</u> <u>5 当該年度において、第 3 8 条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 1 3 条又は第 1 6 条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第 2 0 条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</u> <u>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 1 2 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率に第 3 8 条第 1 項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号アに規定する割合を乗じて得た額を控除した額に 1 2 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間</u>

旧

新
<u>のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>6 第 1 5 条第 2 項の規定は、前項各号に掲げる額の決定について準用する。</u> <u>7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 1 3 条又は第 1 6 条」とあるのは「第 2 2 条又は第 2 5 条」と、「第 2 0 条」とあるのは「第 2 9 条」と、前項中「第 1 5 条第 2 項」とあるのは「第 2 4 条第 2 項」と読み替えるものとする。</u> <u>8 第 5 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 1 3 条又は第 1 6 条」とあるのは「第 3 1 条」と、「第 2 0 条」とあるのは「第 3 4 条」と読み替えるものとする。</u> 第 4 1 条 ～ 第 4 7 条 （略） （特例対象被保険者等に係る届出） 第 4 8 条 （略） 2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和 5 0 年労働省令第 3 号）第 1 7 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第 1 9 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。 <u>（出産被保険者に係る届出）</u> <u>第 4 8 条の 2 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した書類により市長に届け出なければならない。</u> <u>(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> <u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> <u>(3) 出産の予定日</u> <u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u> <u>2 前項の規定による届出をするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u>

旧
第 4 1 条 ～ 第 4 7 条 （略） （特例対象被保険者等に係る届出） 第 4 8 条 （略） 2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和 5 0 年労働省令第 3 号）第 1 7 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

新
(1) <u>出産の予定日を証する書類</u> (2) <u>多胎妊娠であることを証する書類（多胎妊娠である場合に限る。）</u> (3) <u>出産した被保険者及び当該出産に係る子との身分関係を証する書類（出産後に前項の規定による届出を行う場合に限る。）</u> 3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6か月前から行うことができる。</u> 4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において証すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u> 第7章（略） 第49条 ～ 第53条（略） 附 則 1 ～ 8（略） （令和5年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の特例） 9（略） (1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た割合 (2) ～ (3)（略） 10 ～ 22（略）

旧
第7章（略） 第49条 ～ 第53条（略） 附 則 1 ～ 8（略） （令和5年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の特例） 9（略） (1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た割合 (2) ～ (3)（略） 10 ～ 22（略）

印刷物番号

5 - 5 7
